

# くらよし

November  
2010

11

平成22年11月号

No.1389

今月の特集：住宅火災への備え、それは大切な人への愛情表現

早くつけてね、

大切な人を守る住宅用火災警報器



## CONTENTS

- 住宅火災への備え ..... 2 ~ 7
- 総合計画を策定します ..... 8 ~ 9
- インフォメーション  
・ プラス ..... 10 ~ 11
- インフォメーション ..... 12 ~ 17
- あんしんファイル ..... 18 ~ 19
- レッツ！介護予防  
/ シナプロ韓国 ..... 20
- ハート・バリアフリー ..... 21
- 出かけてみよう ..... 22 ~ 23
- まちかどピンナップ ..... 24 ~ 25
- 若者の定住に向けて / 人口 ..... 26



# 住宅火災への備え、それは大切な人への愛情表現

「少しでも早く通報してほしい」、現場の消防署員はこう呼びかける。

「住宅」、それは、人が生活する場所であり、台風などの自然災害から身を守ってくれる場所。そんな住宅での火災報告が、毎日のように消防署に入る。最悪の場合は、大切な人が巻き込まれて、命を落としてしまう。その数は、全国で年間1,000人以上。

一人でも多くの命を救うため、少しでも早く火災に気付くため、住宅用火災警報器の普及が欠かせない。

## 第1章 住宅火災の恐ろしさ

多くの人が住宅火災の犠牲になっている現状

平成21年に全国で発生した建物火災は年間28,372件で、これによる死者は1,352人となっています。その中で最も割合が多かったのが住宅(戸建住宅、マンション、アパートなど)の火災で、年間16,313件にものぼり、建物火災の半分以上が住宅火災となっています。また、これによる死者数は1,023人で、建物火災による死者の約8割を占めます。

は、平成15年に1,041人となつています。死者数が1,000人を超えたのは昭和61年以来17年ぶりのことでした。以後、死者数が最も多かつたのは平成17年の1,220人、次いで平成18年の1,187人となっています。最近の状況では、平成20年の1,123人に対し平成21年は1,023人と若干減少していますが、年間死者数が7年連続で1,000人を超えている状況です。

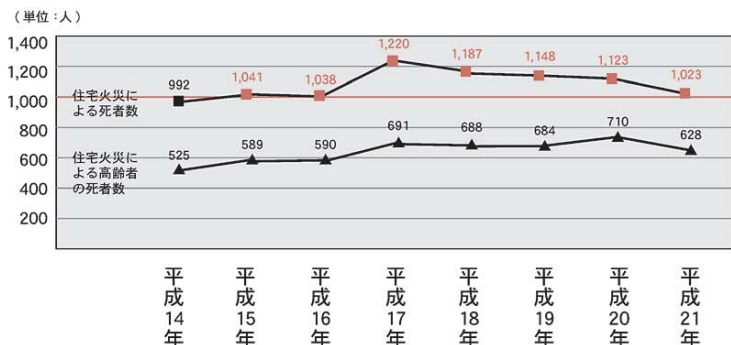
また、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者が毎年約6割を占めています。今後、高齢化が進むとともにその割合は、さらに増加することが懸念されています(グラフ①)。

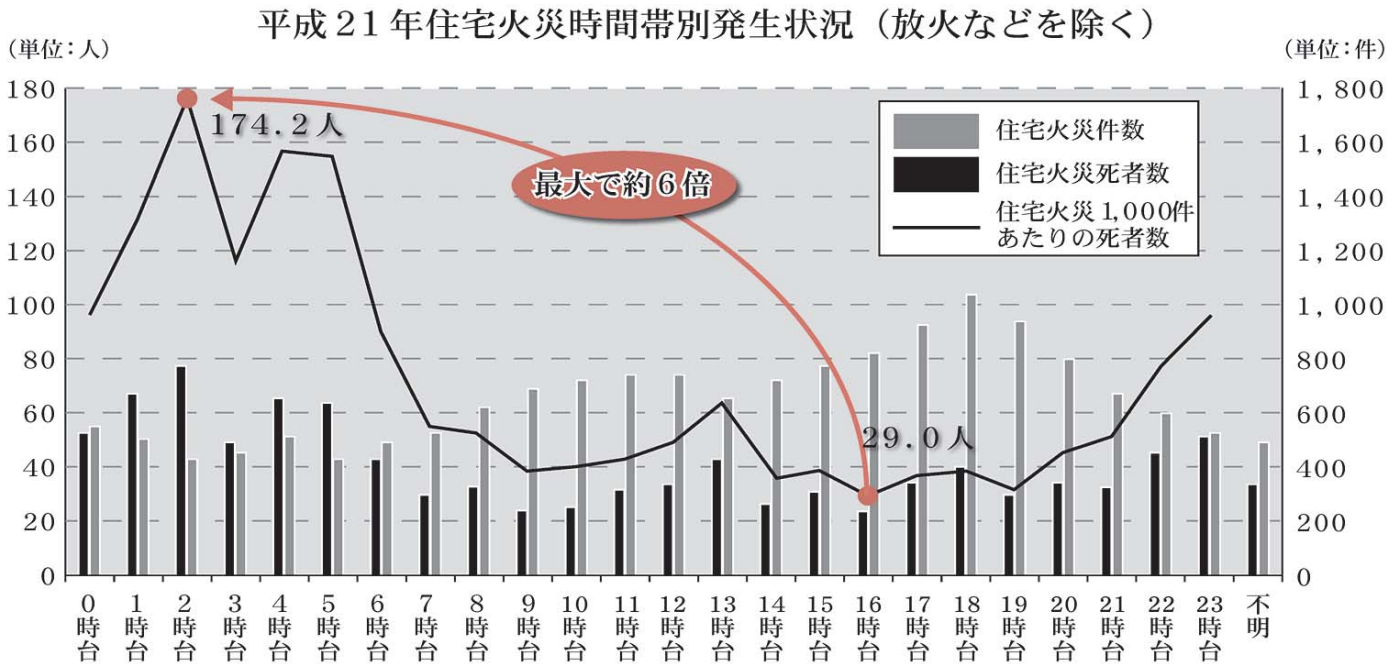
住宅火災の原因(放火を除く)は、「たばこの不始末」や「ストーブやコンロからの出火」が多く、「灯火による飛び火」、「電気などの配線不良による発火」と続きます。たばこで一服したり、ストーブで部屋を暖めたり、コンロで料理をしたりするのは、ごくありふれた日常生活の一場面です。ちよつとした油断によって、火災は、いつでも発生する可能性があるのです。

また、グラフ②で住宅火災が発生した時間帯を見てみる

住宅火災による死者は7年連続1,000人以上  
死因の6割は「逃げ遅れ」によるもの  
就寝時間帯の火災による死者が多くなっている

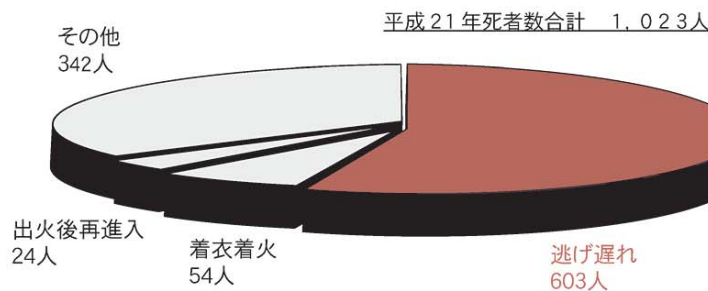
グラフ① 住宅火災による死者数の推移(放火自殺者などを除く)





住宅火災による死者を減らすためには、燃え広がる前に「火災に気付く」ことが重要

グラフ③ 住宅火災における死者数(平成21年)とその死因



と、17時台〜19時台が最も多く発生しています。全体的に見ても、人が起きて活動している時間帯の方が火災の件数は多くなっています。

しかし、住宅火災による死者数は、火災発生が少ない、

人が就寝している時間帯に多くなっています。同じグラフで、火災1,000件あたりの住宅火災による死者数を見てみると、深夜は日中に比べて、約3〜6倍の数にもなります。

次に、グラフ③で住宅火災の死因をみると、「逃げ遅れ」が6割を占め、圧倒的に多くなっていることがわかります。寝ている間に火が燃え広がり、一酸化炭素などの有毒ガスを含む煙があつという間に部屋中に充満してしまう。異変に気付いて起きたときには、すでに逃げ道を失っていて、そのまま死亡に至ってしまうのです。

鳥取県内でも毎年のように住宅火災による犠牲者が出ています。

鳥取県によると、平成20年の建物火災発生件数は165件。出火原因(放火を除く)は、コンロ、たばこ、配線器具などが多くなっています。建物火災のうち、住宅火災での死者は12人。そのうち10人が「逃げ遅れ」によって命を落としています。さらに、逃げ遅れによって命を落とした10人のうち7人が65歳以上の高齢者です。このように、県内でも毎年のように、住宅火災から逃げるのができなかつた人が、犠牲になっています。

住宅火災による死者数を減らすためには、炎が「燃え広がる前」に「火災に気付く」ことが必要です。大切な「命」を守るために、何か私たちにできることはないのでしょうか。





# 住宅用火災警報器は煙を感知して警告する 燃え広がる前に「火災に気付く」ことが可能 平成23年5月31日までに設置する必要があります

## 住宅火災から命を守る「切り札」

平成16年の消防法改正により、「逃げ遅れ」による死者を減らすことを目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器(以下「警報器」といいます)を設置することが義務付けられました。

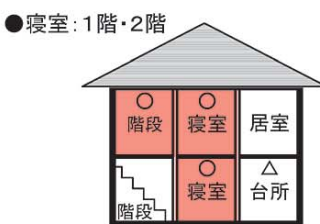
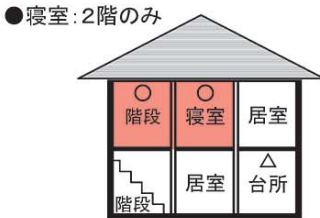
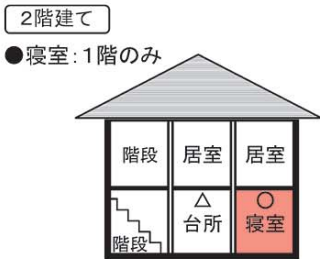
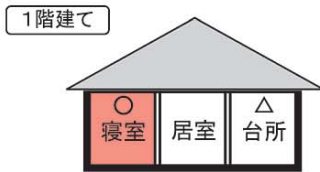
警報器は、火災初期の煙や熱を察知し、警告音を出して住人に知らせる仕組みになっています。警報器の設置により就寝中でも火災に気付くことができるので、今まで多くの人が命を落とした住宅火災で、助かる確率が高くなります。

警報器の設置義務は、助かる命を見逃さないための義務にほかならないのです。

設置期限まで残り7か月。9月現在の設置率は全国で58.4%、倉吉消防署管内で47.5%となっています。

### 住宅用火災警報器設置場所

- : 住宅用火災警報器を設置する室(階段)(設置義務あり)
- △: 住宅用火災警報器の設置が望ましい室(設置義務なし)



警報器には「煙式」と「熱式」があります

警報器の種類は大きく分けて2種類。煙を感知して、音や音声で住人に避難を促すタイプの「煙式」と、火災による熱を感知して、音や音声で知らせるタイプの「熱式」です。設置が義務付けられているのは「煙式」で、炎より煙の方に注意しなくてはならない寝室や階段室などに適しています。警報器は、天井に取り付け

るタイプと壁に掛けるタイプがあります。電源については、電池を使うタイプと、家庭用電源(コンセント)へ差し込むタイプがあります。電池式は、コンセント式のような配線は不要ですが、電池の寿命(3年、5年、10年)によつて電池の取り換えが必要です。

るタイプと壁に掛けるタイプがあります。電源については、電池を使うタイプと、家庭用電源(コンセント)へ差し込むタイプがあります。電池式は、コンセント式のような配線は不要ですが、電池の寿命(3年、5年、10年)によつて電池の取り換えが必要です。

警報器はさまざまなメーカーから出されているので、製品を選ぶときは、NSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)などを目安にしましょう。

就寝時間の住宅火災による死者数を減らすため、寝室には必ず設置してください。また、寝室が2階にある場合などは、階段の上の天井にも必ず設置することとされています。階段は火災による煙が集まりやすい場所であるとともに、ほとんどの場合、唯一の避難経路となるからです(設置場所は左図を参考)。

寝室や階段には必ず設置しなくてはいけない

就寝時間の住宅火災による死者数を減らすため、寝室には必ず設置してください。また、寝室が2階にある場合などは、階段の上の天井にも必ず設置することとされています。階段は火災による煙が集まりやすい場所であるとともに、ほとんどの場合、唯一の避難経路となるからです(設置場所は左図を参考)。

就寝時間の住宅火災による死者数を減らすため、寝室には必ず設置してください。また、寝室が2階にある場合などは、階段の上の天井にも必ず設置することとされています。階段は火災による煙が集まりやすい場所であるとともに、ほとんどの場合、唯一の避難経路となるからです(設置場所は左図を参考)。



※ここで紹介したのは一例です。このタイプのほか、壁に掛けるタイプもあります。

住宅用火災警報器の設置手順例





人の命を守るために

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局  
予防課 福井 武瑠 さん

### 住宅用火災警報器の効果

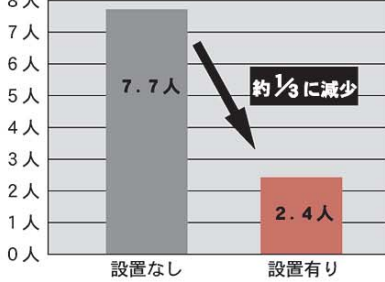
近年の住宅火災による死者（放火自殺者などは除く。以下同じ）の発生状況を原因別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。

日本に先立って義務化を進めた米国では、1970年代後半には、火災によって約6,000人の死者が発生していました。しかし、住宅用火災警報器の普及に伴って死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では、死者数がピーク時から半減（3,000人弱）するという効果が現れています。

日本でもその効果は見られています。平成18年に消防庁が実施した調査によると、住宅火災100件当たりの死者

【住宅用火災警報器の設置有無による死者数の変化】

※100件あたりの火災の死者数(平成18年中)



数は、設置していない住宅が7.7人、設置している住宅が2.4人となっており、警報器の設置によって、命を落とす確率が約3分の1にまで減少していることが分かります。

### 連動して火災を知らせる

最近の警報器は、「連動型」といって、1つの警報器が鳴れば、すべての警報器が連動して鳴るといふものがあります。この性能によって、少し離れた子供部屋で火災が起きた場合でも、親がすぐに気づくことができます。

### 倉吉市内の例

例1 Aさんが煙の臭いを感じて外に出てみると、隣の長屋の一室から煙が出ているのを発見。住宅用火災警報器の警報音が聞こえたので、その部屋に入ってみると居間で炎が上がっていた。入居者は外出して不在。Aさんが水道水で消火した。

例2 近所の人が住宅用火災警報器の音に気付き家をのぞくと煙を発見。住人は、鍋をガスコンロの火にかけたまま

消し忘れて外出していた。コンロの上部に設置された警報器が鳴ったおかげで、幸いなべが焦げついただけでことなきを得た。

このように、普段の生活のちよつとした油断が火災の原因になることは、少なくありません。そして火災は財産だけでなく、人の命を奪うこともあります。警報器は「命の見張り番」とも言えるのです。

## 秋の全国火災予防運動

### 「消したかな」

#### あなたを守る合言葉

（全国統一防火標語）

11月9日（火）～15日（月）

これからの時期は、1年で最も多く火災の発生する季節です。火の取り扱いには十分注意し火災予防に努めましょう。

#### 重点目標

- ①住宅防火対策の推進
  - ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
  - ③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
  - ④製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 【住宅防火 いのちを守る7つのポイント（3つの習慣と4つの対策）】

### 中部管内でよくある火災原因

今年の9月末までにすでに、51件の火災が発生しています。原因はたき火が13件と多く、たばこ、ストーブ、放火、マッチ・ライターなどが2〜4件ずつです。11月9日（火）から1週間は全国火災予防運動週間です。皆さん火を使うときは十分気を付けてください。

#### 3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
  - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
  - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
  - ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協体制をつくる。





# 11月1日(月)から、手続きが簡単になった「共同購入費助成」を実施します

## 大切な命を守るために

火災は発生してはならないものです。しかし、「自分の家は大丈夫」という保障はどこにもありません。警報器は、住宅火災が起こってしまった際に、いち早くそれを感じし、私たちに知らせてくれます。

警報器は「義務になったから設置しなければならぬ」のではなく、大切な命を守るために設置するのです。警報器は皆さんの日常生活を見守ってくれます。

## 「共同購入費助成」には地域での協力が不可欠です

警報器の設置が義務化されるまで残り7か月です。倉吉市で

は、11月1日(月)から、警報器を設置する際に利用できる、新たな助成制度をスタートしました。平成23年5月31日までに購入した場合が助成の対象になります。

昨年1年間も警報器購入への助成を実施しましたが、このたびは、自治公民館または自主防災組織(以下「公民館など」といいます)が、それぞれの町内の住民や構成員から、警報器の必要個数の注文を取りまとめ、代表者(助成対象者)が一括して購入した場合に助成するものです。

共同購入する際、警報器の設置責任は、普及協力事業所にあります。公民館などで、購入する業者の選定や、取りまとめ作業などをする必要があります。

共同購入する際、警報器の設置責任は、普及協力事業所にあります。公民館などで、購入する業者の選定や、取りまとめ作業などをする必要があります。

## 1人でも多くの人に設置してもらうために

### 共同購入費助成とは

公民館などが地域住民から警報器を取りまとめ一括注文します。地域住民の皆さんは、後日、代金(助成額を引いた額)と引き換えに受け取ります。助成額は警報器1個につき1,000円(1住宅当たり3個まで)です。

お年寄りなど、警報器を自分で付けられない場合でも、地域の協力、または普及協力事業所で設置することができます。

警報器を設置した後に、確認印(認印可)を設置確認書へ押印し、自治公民館などの代表者または、普及協力事業所に渡して、手続きは終了です。

### 共同購入のメリット

- ① 共同購入することで、安価となること期待されます。
- ② 悪質な訪問販売の防止対策となります。
- ③ 地域全体での防火対策にもなります。

### 共同購入の手順とポイント

#### 手順① 業者の選定

普及協力事業所(複数)から見積りをとりましょう。NSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)などを目安に製品を選びましょう。



#### ポイント

製品の価格だけでなく、設置にかかる費用や、いつ、だれが設置するのかも確認しましょう。

#### 手順② 注文受付

住民(構成員)に購入することの周知・取り

まとめをします。助成を受けるために必要な内容は、住所・名前・住宅の戸数・警報器の数です。市内に住所を有する人が、市内にある住宅へ警報器を設置する場合が助成の対象です。

#### 手順③ 注文

取りまとめた内容を普及協力事業所へ渡します。納品の時期も確認しましょう。

#### 手順④ 助成確認

普及協力事業所から製品を受け取ります。製品・個数に間違いがないか確認しましょう。この時申請に必要な、「設置予定者確認書兼設置確認書(以下「確認書」という)を受け取ります。

#### 手順⑤ 納品

希望のあった家庭に代金引き換えで製品を渡します。その後、居住者と公民館などの代表者または、普及協力事業所で設置を確認します。

その際、居住者の確認印を確認書に押印してもらいます。注文者すべての設置が完了したら公民館などの代表者の確認印を確認書に押印してください。

#### ポイント

集金する代金は助成額(1,000円×個数

#### 手順⑥ 支払い

※1住宅当たり3個まで)を引いた額です。助成金は、普及協力事業所が、後で倉吉市から直接受け取ります。

#### ポイント

集金したお金を普及協力事業所に支払います。このとき「交付申請書兼委任状」と「確認書」を渡してください。



# 安心して警報器を購入できます

## 普及協力事業所 (助成の対象となる販売店です。)

(平成22年10月20日現在 50音順)

会社名	住所	電話番号
アラカワ電気	中河原569	28-0593
岩谷ポンプ製作所	越中町1740	22-2487
エナテクス	海田西町2丁目37	28-1111
大久保電器店	上井町266	26-1696
北村電気工業	旭田町36	22-6166
吉備総合電設倉吉営業所	下田中町853	23-2100
五光商会	新町3丁目2338	22-5277
山陰警備保障倉吉営業所	伊木201-1	26-6000
じくはら石油	関金町関金宿227-1	45-2321
J A中央サービス	福吉町2丁目1588-2	47-0220
新陽電気	見日町582	23-0221
セコム 倉吉営業所	山根540-1パープルビル	26-3502
大心	下田中町927-2	23-1641
タナカ電器	米田町708	22-7016
デオデオ倉吉店	下田中町867	22-3141
鳥飼トヨー住器	海田西町2丁目112	26-4851
トンボプロパンガス	和田東町196-1	22-8281
ニューウェーブテレビ館	明治町2丁目45-1	22-1131
パナックごとう	馬場町95	23-1151
パナックはやし	幸町513-6	23-0846
100満ボルト倉吉本店	河北町162	26-3131
北陽警備保障倉吉営業所	福庭町1丁目365	26-4045
村出商会	西岩倉町2202	22-2428
山崎商会	旭田町12	22-8288
山崎電気	大谷811	28-0394
リペアホーム	海田西町2丁目100-1	48-1261

### 普及協力事業所を募集しています！

警報器の設置促進にご協力いただける「普及協力事業所」を募集しています。

#### 登録要件

普及協力事業所の登録には、①～⑦の要件に当てはまる必要があります。

- ① 市内に販売店がある。
- ② 消防検定協会の鑑定に合格した警報器を販売している。
- ③ 販売した警報器の設置確認業務ができる。
- ④ 助成に関する事務手続きができる。
- ⑤ 事業所の代表者が制限行為能力者、破産者で復権を得ない者および暴力団員でない。
- ⑥ 事業所の従業員に暴力団員そのほか反社会的勢力の構成員がいない。
- ⑦ 市税を滞納していない。

#### 登録方法

登録申請書に必要事項を記入の上、市役所総務課、または関金支所管理課へ提出してください。

※登録申請書は、倉吉市役所総務課または関金支所の窓口へ備え付けてあります。市ホームページからもダウンロードできます。

登録した事業所は、倉吉市のホームページに掲載します。

問 総務課(TEL 22-8162 / FAX 22-1087)

▼普及協力事業所の  
標準。

住宅用火災警報器  
普及協力事業所



倉吉市

公民館などの協力が不可欠です。また、市内に住所を有する人で、自治公民館に加入していない人などが普及協力事業所から個人で購入した場合も、助成対象となります。

**悪質な訪問販売に注意**

警報器の設置義務化をきっかけに、悪質な訪問販売が増加しています。消防署職員を装い、「法律で決まったから設置しないといけない」と、個人宅を訪問し法外な値段で警報器を売り、設置するといった事例が発生しています。消防署が警報器のあっせんや販売することはありませんので悪徳業者には十分注意してください。

購入してしまった場合にはクーリングオフ制度の対象になります。契約して8日以内は解除ができるということも知っておいてください。

問 市民生活相談室(TEL 22-2717 / FAX 23-3701)

### 【共同購入の流れ】

